

議案第三四号

三朝町農業後継者養成奨学金給付条例の一部を改正する条例について

三朝町農業後継者養成奨学金給付条例の一部を別紙のように改正する。

昭和四十二年三月十四日 提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾貳年参月露貳日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町農業後継者養成奨学金給付条例の一部を改正する条例

三朝町農業後継者養成奨学金給付条例（昭和四十一年三朝町条

例第一八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「月額二千円」を「月額三千円以内」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日より施行する。